

## フロン排出抑制法に関するQ & A

平成 27 年 3 月 24 日  
公益社団法人リース事業協会

### Q 1 : 第一種特定製品を産業廃棄物として処分する場合

Q リース会社は第一種特定製品の所有者として、産業廃棄物処分業者に当該特定製品の処分を委託するとともに、第一種フロン類回収充填業者にフロン類を引き渡します。

この場合において、リース会社は第一種フロン類回収充填業者に点検記録簿を引き渡す必要がないと考えてよいでしょうか。

A リース会社が第一種特定製品を産業廃棄物として処分する場合、第一種フロン類回収充填業者に点検記録簿を引き渡す必要はありません。

### Q 2 第一種特定製品を他者に売却する場合①

Q フロン排出抑制法の告示において、「第一種特定製品を他者に売却する場合、点検記録簿又はその写しを第一種特定製品と合わせて売却の相手方に引き渡すこと」とされていますが、リース会社が中古業者に第一種特定製品を売却する場合、ユーザー企業から点検記録簿又はその写しを徴収して中古業者に引き渡すということによいでしょうか。

A リース会社が中古業者に第一種特定製品を売却する場合、リース会社が当該特定製品の管理者として、ユーザー企業から点検記録簿又はその写しを徴収して中古業者に引き渡す必要があります。

この場合、ユーザー企業（前の管理者）の個人情報の部分についてマスキング（電子媒体であれば氏名等を削除する）などの処理を行った上で、中古業者に引き渡すことが望ましいと考えられます。

### Q 3 第一種特定製品を他者に売却する場合②

Q Q 2 の回答において、ユーザー企業から点検記録簿又はその写しを徴収して中古業者に引き渡す必要があるとされていますが、ユーザー企業の倒産等の事由により、ユーザー企業から点検記録簿又はその写しを徴収することができない場合に、リース会社はどのように対応すればよいでしょうか。

A やむを得ない理由によりユーザー企業（前の管理者）から当該製品に係る点検記録簿又はその写しを徴収することができない場合には、新たな管理者となったリース会社が、管理者となった時点以降の点検記録を記した点検記録簿を新たに作成し、過去の点検記録が記載されていない理由を付し、中古業者に引き渡すこととなります。

これにより、リース会社は、第一種特定製品の管理が適正に行われているものと判断されます。

また、点検記録簿の作成を第三者に委託することもできます。別添の点検記録簿を参考にしてください。

#### Q4 第一種特定製品をユーザーに売却する場合

Q リース会社は、リース期間終了後、ユーザー企業の希望により、例外として、リース物件をユーザー企業に売却することがあります。

この場合、リース期間中の第一種特定製品の管理者はユーザー企業であり、リース物件売却後も、当該ユーザー企業が当該特定製品の管理者となることから、リース会社は点検記録簿又はその写しを添えずに、当該ユーザー企業に第一種特定製品を売却することができますか。

A リース期間中、ユーザー企業が第一種特定製品の点検実施や点検記録簿の作成・記載等を行っている場合は、ユーザー企業が管理者となり、リース物件の売却後もユーザー企業が継続して管理者となることから、リース会社は第一種特定製品の管理者に該当することはありません。したがって、リース会社はユーザー企業への売却（所有権移転）に際して、点検記録簿又はその写しを添えずに、当該ユーザー企業に第一種特定製品を売却することができます。

以上

別添

### 第一種特定製品に係る点検記録簿

管理者の名称 ●●リース株式会社

管理に従事する者の氏名 ×× ××

管理第一種特定製品の所在地	事案に応じて記載する。
管理第一種特定製品を特定するための情報	例えば、契約番号を記載する。
管理第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の種類及び量	フロン類の種類及び量を記載。他者に委託することも可能。
点検・整備の履歴	例えば、「●年●月●日にリース会社に返還されたが、点検記録簿又はその写しの取得ができなかったため、本点検記録簿を作成した。」等を記載する。

(注) 該当物件が大量にある場合は、上記項目を記録したファイルにより点検記録簿を作成することができる。